

書名：これだけ覚える！給水装置工事主任技術者試験(改訂4版)

発行：2023年6月7日 改訂4版第1刷発行

ISBN：978-4-274-23068-4

◆訂正内容

下記の内容は、いずれも令和6年4月1日施行された上水道行政の移管に対応したものです。

発生 刷数	頁数 位置	正誤内容		備考
		誤	正	
1～3刷	P.iii 読者の方々 へ 5行目	さて、給水装置工事主任技術者試験は、～知識及び技能について、厚生労働大臣が行うものです。	さて、給水装置工事主任技術者試験は、～知識及び技能について、 国土交通大臣及び環境大臣 が行うものです。	
1刷	P.11_3.水道水の水質基準値_②	② 厚生労働省令の	② 環境省令 の	
1刷	P.23_3.水道事業の認可(法第6条)_③	③ 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を…	③ 水道事業を営もうとする者は、 国土交通大臣又は都道府県知事 の認可を…	
1刷・2刷	同上⑥	⑥ 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を…	⑥ 水道事業者は、給水を開始した後においては、 国土交通大臣又は都道府県知事 の許可を…	
1刷・2刷	P.24_⑦	⑦ 水道用水供給事業については、…厚生労働大臣の認可を…	⑦ 水道用水供給事業については、… 国土交通大臣又は都道府県知事 の認可を…	
1刷	P.28_2.指定の申請_①	① 指定給水装置…厚生労働省令で定めるところにより	① 指定給水装置… 国土交通省令 で定めるところにより	
1刷	同上_e	e. その他厚生労働省令で定める事項	e. その他 国土交通省令 で定める事項	
1刷	P.29_②_b	b. 厚生労働省令で定める機械器具を有していること	b. 国土交通省令 で定める機械器具を有していること	
1刷	P.30_1行目_b	b. 厚生労働省令で定める機械器具を有しないとき	b. 国土交通省令 で定める機械器具を有しないとき	
1刷	P.30_6.事業運営の基準_①	① 指定給水装置工事事業者は、水道法施行規則(厚生労働省令)で定める…	① 指定給水装置工事事業者は、水道法施行規則(国土交通省令)で定める…	
1刷	P.32_1.給水装置工事主任技術者の選任_①	① 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、…	① 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、 国土交通省令で定めるところにより 、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、…	
1刷	同上_2.給水装置工事主任技術者の職務_②	② その他厚生労働省令で定める事項*	② その他 国土交通省令 で定める事項*	
1刷	P.33_3.給水装置工事主任技術者免状_②	② 給水装置工事主任技術者免状は、…厚生労働大臣が交付する資格である。	② 給水装置工事主任技術者免状は、… 国土交通大臣及び環境大臣 が交付する資格である。	
1刷	同上_③	③ 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者が…	③ 国土交通大臣及び環境大臣 は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている	

			者が…	
1刷	P.34_1. 水道施設の整備_③	③ 水道施設…給水を開始する前に、厚生労働大臣に届け出て…	③ 水道施設…給水を開始する前に、 国土交通大臣又は都道府県知事 に届け出て…	
1刷・2刷	P.35_3.料金変更の届出_①	① …厚生労働大臣に届け出なければならない。	① … 国土交通大臣又は都道府県知事 に届け出なければならない。	
1刷・2刷	同上_②	② …厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	② … 国土交通大臣又は都道府県知事 の認可を受けなければならない。	
1刷	P.37_7.水道施設運営権_①	① …あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けなければならない。	① …あらかじめ 国土交通大臣 の許可を受けなければならない。	
1刷	P.38_8-1.水質検査_①	① 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより…	① 水道事業者は、 環境省令 の定めるところにより…	
1刷	同上_③	③ …ただし、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。	③ …ただし、 国土交通省令 の定めるところにより、地方公共団体の機関又は 国土交通大臣及び環境大臣 の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。	
1刷	P.39_9.簡易専用水道_①	① 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める管理基準に従い…	① 簡易専用水道の設置者は、 国土交通省令 で定める管理基準に従い…	
1刷	同上_②	② 簡易専用水道の設置者は、定期に（1年以内ごとに1回）、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	② 簡易専用水道の設置者は、 管理については国土交通省令（水の水質の検査については環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。	
1刷	同上_③	③ 厚生労働省令で定める管理基準は、次のとおりである。	③ 国土交通省令 で定める管理基準は、次のとおりである。	
1刷	P.40_問題 1_解説	イ 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	イ 水道事業を営もうとする者は、 国土交通大臣又は都道府県知事 の認可を受けなければならない。	
1刷	P.44_問題 8_解説	(4) あらかじめ厚生労働大臣の認可…	(4) あらかじめ 国土交通大臣の許可 …	
1刷	P.45_問題 9_解説	ウ 指定給水装置工事事業者は、…その他厚生労働省令で…	ウ 指定給水装置工事事業者は、…その他 国土交通省令 で…	
1刷	P.48_問題 15_(1)	(1) 水道事業者は、水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならないが、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。	(1) 水道事業者は、水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならないが、 国土交通省令 の定めるところにより、地方公共団体の機関又は 国土交通大臣及び環境大臣 の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。	
1～3刷	P.48_問題 15_(4)	(4) …について、厚生労働省令の定めるところにより、	(4) …について、 環境省令 の定めるところにより、	
1刷・2刷	同上_解説	(2) 設問は、厚生労働省令で定める	(2) 設問は、 国土交通省令 で定める	
1刷	P.49_問題 17	簡易専用水道の[ア]は、水道法施行	簡易専用水道の[ア]は、 国土交通省	

		規則第55条に定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 簡易専用水道の〔ア〕は、〔ウ〕以内ごとに1回定期に、その水道の管理について地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の〔エ〕を受けた者の検査を受けなければならない。	令に定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 簡易専用水道の〔ア〕は、〔ウ〕以内ごとに1回定期に、その水道の管理について地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の〔エ〕を受けた者の検査を受けなければならない
1刷・2刷	P.97_4.耐圧に関する基準	① 給水装置は、厚生労働大臣が定める耐圧性能試験により	① 給水装置は、国土交通大臣が定める耐圧性能試験により
1～3刷	P.100_5_2.②	② 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める	② 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める
1刷・2刷	P.119_問題4	給水装置の構造及び材質の基準に定める耐圧…及び厚生労働大臣が定める	給水装置の構造及び材質の基準に定める耐圧…及び国土交通大臣が定める
1刷・2刷	P.121_問題7	ア 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める… ウ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める…	ア 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める… ウ 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める…
1刷・2刷	P.122_解説	ウ 厚生労働大臣が定める負圧破壊性能試験*は、	ウ 国土交通大臣が定める負圧破壊性能試験*は、
1～3刷	P.123_問題9	給水装置の耐寒に関する基準に関する次の記述において…空気弁及び電磁弁にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する…かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する	給水装置の耐寒に関する基準に関する次の記述において…空気弁及び電磁弁にあっては、国土交通大臣が定める耐久に関する…かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する
1刷・2刷	P.188_3.基準適合品の確認方法②	② ①の判断資料として、厚生労働省では製品ごとの性能基準への適合性に	② ①の判断資料として、国土交通省では製品ごとの性能基準への適合性に
1刷・2刷	P.201_問題6	(1) 厚生労働省の給水装置データベースのほかに、	(1) 国土交通省の給水装置データベースのほかに、
1刷・2刷	P.202_問題7	((2)(4)のイ) 厚生労働省	国土交通省
1刷・2刷	同上_解説	(4) アは認証、イは厚生労働省、	(4) アは認証、イは国土交通省、